

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う 「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正を行い、平成26年4月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ(<http://www.nse.or.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、上場会社の役職員等の行為が内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社に対し、当取引所より社内体制の再点検等を求めることとし、「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正を行うものです。

記

I. 改正概要

(備考)

1. 上場会社の役職員等による内部者取引規制違反に対する行政庁による措置等に伴い再点検の実施等を求めること
 - ・上場会社の役職員等の行為が、会社関係者による内部者取引又は不正な情報提供行為・取引推奨行為に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めたときは、当該上場会社に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。
 - ・また、再点検を求めた場合には、当該上場会社において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。
 - ・当取引所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の役職員等の行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認めた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認めた場合には、当該上場会社に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。

- ・有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第1項
- ・有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第2項
- ・有価証券の売買等の審査に関する規則第7条の2第3項

2. その他

その他所要の改正を行うものとします。

Ⅱ. 施 行 日

平成26 年 4 月 1 日から施行します。

以 上